### 議案第2号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について、別紙のとおり提出します。

平成23年3月19日

鳥取県教育委員会教育長 横濵純 一

#### 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

#### 1 訓令の改正理由

教育委員会事務局の組織の見直し等に伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

#### 2 訓令案の概要

- (1) 廃止する福利室の事務処理権限の区分を教育総務課の事務処理権限の区分に加える。
- (2) 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち教育長にその権限を委任された事務に係る事務処理権限の区分を定める。
- (3) 教育職員免許法に関する事務のうち、臨時免許状の授与に係る事務の専決権者を課長等(現行 教育長)とする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

#### 鳥取県教育委員会訓令第

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 月 日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令案

鳥取県教育委員会事務処理権限規程(平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に対 応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」という。) が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が 存在しない場合には、当該移動別表細目(以下「削除別表細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」と いう。) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」 という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在 しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分 を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改 正 前

#### (定義)

意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)~(13) 略

(14) 課長等 本庁組織の課(課に相当するものを 含む。以下同じ。) 及び本庁機関(組織規則第2 条第6項に規定する本庁機関をいう。以下同じ。) の長をいう。

(15) 略

(代決)

第6条 別表第1の各項の表の事項の欄に掲げる事項|第6条 別表第1の各項の表の事項の欄に掲げる事項 についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定め る職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及 び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲 げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位 者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲 げる第2順位者が行うことができる。

組織			正当決	第1順	第2順
			裁権者	位者	位者
略					
3	地方機関	教育局	局長	次長	主務係

#### (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の|第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)~(13) 略

(14) 課長等 本庁組織の課(課に相当するものを 含む。以下同じ。) 及び本庁機関(組織規則第2 条第5項に規定する本庁機関をいう。以下同じ。) の長をいう。

(15) 略

(代決)

についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定め る職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及 び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲 げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位 者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲 げる第2順位者が行うことができる。

組織			正当決	第1順	第2順	
		裁権者	位者	位者		
H	略					
3	地方機関	教育局	局長	次長	主務係	

			<u>長等</u>		
2 略					
別表第 1					
1 略					
2 教育総務課					
= 3X F3 M23X #K		事系	务処 玛	里権	1
	3-00			•	
		教	専	決	1
		育	権	者	
種類	内容	委	教	課	
		員	育	長	
		숲	長	等	
略					
七略					
八 退職手	1 職員の退職手当				
当に関す	の支給に関する規				
る事務	則(昭和51年鳥取				
	県規則第25号)に				
	基づく事務のうち				
	次に掲げる事務				ı
	(1) 同規則第3				
	条の規定による				
	退職手当の金額				
	の決定				
	(2) 同規則第8				
	条第2項の規定				
	による失業者退				
	職手当受給資格				
	者証の交付				
	(3) 同規則第12				
	条の規定による				
	基本手当に相当する退職手当の				
	支給日の指定				
-	(4) 同規則第13				1
	条第2項(同規				
	則第21条におい				
	て準用する場合				
	を含む。)の規				
	定による待期日				
	数の間における				
	失業の認定				
					J
		ì	i l		ı

2 略

### 別表第1

- 1 略
- 2 教育総務課

	事項			事務処理権		
				ì		
		教	専	決		
	内容	育	権	者		
種類		委	教	課		
		員	育	長		
		会	長	等		
略						

<u>長</u>

七 略

	則第21条におい		I					
	て準用する場合							
	を含む。) の規							
	定による失業の							
	認定及び支給の							
	制限を行うべき							
	事実の有無の確							
	認							
	(6) 同規則第14							
	条第4項の規定							
	による受給資格							
	者証の改定							
	(7) 同規則第19							
	条の2第2項の							
	規定による失業							
	者退職手当高年							
	齡受給資格者証							
	の交付							
	(8) 同規則第20							
	条第2項の規定							
	による失業者退							
	職手当特例受給							
	資格者証の交付							
	2 現業職員の給与							
	に関する規則(昭							
	和32年鳥取県教育							
	委員会規則第9							
	号)第4条の規定							
	による退職手当の							
	金額の決定							
	3 1及び2に掲げ							
	るもののほか							
	(1) 重要なもの							
	(2) 軽易なもの							
<u>九</u> 略					<u>八</u> 略			
<u>十</u> その他					<u>九</u> その他			1 1
	9 一から <u>九</u> まで					9 一から <u>八</u> まで		
関する事					関する事	及び1から8まで		
務	に掲げるもののほ				務	に掲げるもののほ		
	か					か		
	(1)及び(2) 略					(1)及び(2) 略	1	
				3	福利室		T <del></del> -	<b>5 LP</b> :
						事項		多処理権
							+	区分
							教	専決

種類 内容 を			育	権	者
会長等	種類	内容	委	教	課
一 当に対する事務			員	育	長
当事務 の支に関する事務 (1) 対 (1) が (1)			会	長	等
る事務 則(昭則第25号の事務 (1) の職別 (1) の事務 (1) の職別 (2) の事務 (1) の職別 (2) の事務 (1) の職別 (2) の事務 (2) 第 2 の (2) 第 2 の (3) の (4) 第 3 の (4) 第 3 の (4) 第 2 の (4) 第 2 の (4) 第 2 の (5) 第 第 2 の (6) 第 (6)	一 退職手	1 職員の退職手当			
県規では、	当に関す	の支給に関する規			
基がの事務 (1) 条 3 (1) 条	る事務	則(昭和51年鳥取			
次に 1 条 3 条 3 条 3 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		-			
(1) の場合 では、 (1) の (1)		基づく事務のうち			
条退等定 (2) 条に職者 (3) 条基す支 (4) 条別 (2) 条に職者 (3) 条基す支 (4) 条別 (2) 条は手証 (3) 条基す支 (4) 条別 (4) 条別 (5) 条別 (5) 条別 (6) 条 (6) 第					
退職の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の		` ,			
の決定 (2) 第8 (2) 第2 (2) 第1 (2) 第2 (2)					
(2) 第2 条					
条1 (3) 条基 (3) 条基 (4) 条則 (5) 条則 (6) 条第 (4) 条則 (5) 条則 (6) 条第 (6) 条列 (6) 系列 (6)					
にまう (3) の (4) 第第第二 (5) 条 第二 (4) 第 (5) 条 第 (5) 条 第 (5) 条 第 (6) 条 (		` '			
職手当の付 (3) の 12 条本 3 に 12 条本 3 に 13 条本 3 に 13 条本 3 に 13 条 第 13 条 第 13 条 第 14 条					
者証の交付 (3) の規則による 関定には手間の 支がの本る。 を主がいる。 (4) 第第21年の 大きのが、の規則のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、					
(3) 同規則第12 条本 12 条本 12 名 12 名 13 の 13 条					
条の規定には 素本を退りの 支給の には には には には の支給の には には には には には には には には には には					
基本手当の 支給日の 見別第13 条第21条する。 の規則第13 条第21条する。 の規則ではより、 を定しのののののののののののののののののののののののののののののののののののの					
する退職手当の支給日の指定 (4) 第13 条第21条 月期 (4) 第21条 す。 (4) 第21条 す。 (4) 第21条 す。 (5) 第 第 4 日 数 集					
支給日の指定 (4) 同規則第13 条第2項(同規則第21条において準用する場合を含むよる問題での規定の制度の認定 (5) 第4項(同規則第13 条第4項(同規則第14 を含むよび行う無の確認ではあり、業にではないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で					
(4) 同規則第13 条第2項(同規則第21条の規則第21条の規定においてを含めの規定を含めるの規定を含めるとしてのののののののののののののののののののののでは、第3ののののののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で					
条第2項(同規 則第21条におい で準用する場合を含む。)の規定にの制度においる を含むよる情期日数の認定 (5)間親則第13 条第4項(同規則第14 でであるの規定においてできるの規定においてできるの規定においる。 ではよびであるができる。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で					
則第21条におい で準用する場合を含む。)の規定のの規定にの間認定でのの認定でのの規則第13 条第4項(においての事がであるとはのの規則である。)の規則を表すである。)の規定によるのの規定による。のの表にはないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		` '			
て準用する場合 を含む。)の規 定による待期日 数の認定 (5) 同規則第13 条第4項(同規 則第21条におい て準用する場合 を含む。)の規 定によび支給の 制限を行うべき 事実の有無の確 認 (6) 同規則第14 条第4項の規定					
を含む。)の規定よる待期日数の間における失業の認定 (5) 同規則第13条第4項(同規則第21条において準知を引動を表する。)の規定に及び支給の制限を行うべき事実の有無の確認 (6) 同規則第14条第4項の規定					
定による待期日 数の間における 失業の認定 (5) 同規則第13 条第4項(同規 則第21条におい で準用する場合 を含む。)の規 定による失業の 認定及び支給の 制限を行うべき 事実の有無の確 認 (6) 同規則第14 条第4項の規定					
数の間における 失業の認定 (5) 同規則第13 条第4項(同規 則第21条におい て準用する場合 を含む。)の規 定による失業の 認定及び支給の 制限を行うべき 事実の有無の確 認 (6) 同規則第14 条第4項の規定					
失業の認定 (5) 同規則第13 条第4項(同規 則第21条におい で準用する場合 を含む。)の規 定による失業の 認定及び支給の 制限を行うべき 事実の有無の確 認 (6) 同規則第14 条第4項の規定					
(5) 同規則第13 条第4項(同規 則第21条におい で準用する場合 を含む。)の規 定による失業の 認定及び支給の 制限を行うべき 事実の有無の確 認 (6) 同規則第14 条第4項の規定					
条第4項(同規 則第21条におい て準用する場合 を含む。)の規 定による失業の 認定及び支給の 制限を行うべき 事実の有無の確 認 (6) 同規則第14 条第4項の規定					
則第21条におい て準用する場合 を含む。)の規 定による失業の 認定及び支給の 制限を行うべき 事実の有無の確 認 (6) 同規則第14 条第4項の規定					
て準用する場合 を含む。)の規 定による失業の 認定及び支給の 制限を行うべき 事実の有無の確 認 (6) 同規則第14 条第4項の規定		-			
を含む。) の規 定による失業の 認定及び支給の 制限を行うべき 事実の有無の確 認 (6) 同規則第14 条第4項の規定					
定による失業の 認定及び支給の 制限を行うべき 事実の有無の確 認 (6) 同規則第14 条第4項の規定					
認定及び支給の 制限を行うべき 事実の有無の確 認 (6) 同規則第14 条第4項の規定					
制限を行うべき 事実の有無の確 認 (6) 同規則第14 条第4項の規定					
事実の有無の確 認 (6) 同規則第14 条第4項の規定					
(6) 同規則第14 条第4項の規定		事実の有無の確			
条第4項の規定		認			
		(6) 同規則第14			
		条第4項の規定			
による受給資格		による受給資格			

# 3 小中学校課

 小中子校誌				
	事務	処理	権	
	限の	区分	ì	
		教	専	決
		育	権	者
種類	内容	委	教	課
		員	育	長
		会	長	等
略				
四 教育職	1 同法に基づく			
員免許法	事務のうち次に掲			
(昭和24	げる事務(幼稚園			
年法律第	教諭、小学校教諭、			
147号)に	中学校教諭、高等			
関する事	学校教諭及び栄養			
務	教諭(以下「幼稚			
	園教諭等」とい			
	う。)の免許状(特			
	別支援学校教員に			
	授与する臨時免許			
	状を除く。) に係			
	るものに限る。)			

者証の改定		
(7) 同規則第19		
条の2第2項の		
規定による失業		
者退職手当高年		
齢受給資格者証		
の交付		
(8) 同規則第20		
条第2項の規定		
による失業者退		
職手当特例受給		
資格者証の交付		
2 現業職員の給与		
に関する規則(昭		
和32年鳥取県教育		
委員会規則第9		
号)第4条の規定		
による退職手当の		
金額の決定		
3 1及び2に掲げ	 	
るもののほか		
(1) 重要なもの		
(2) 軽易なもの		

# <u>4</u> 小中学校課

÷.	2 1 2 1×4×				
		事項	事務	奶珥	権
			限の	区分	`
			教	専	決
			育	権	者
	種類	内容	委	教	課
			員	育	長
			会	長	等
	略				
	四 教育職	1 同法に基づく			
	員免許法	事務のうち次に掲			
	(昭和24	げる事務(幼稚園			
	年法律第	教諭、小学校教諭、			
	147号)に	中学校教諭、高等			
	関する事	学校教諭及び栄養			
	務	教諭(以下「幼稚			
		園教諭等」とい			
		う。)の免許状(特			
		別支援学校教員に			
		授与する臨時免許			
		状を除く。) に係			
		るものに限る。)			

	(1)及び(2) 略	
	(3) 同法第5条	
	第6項の規定に	
	よる臨時免許状	
	の授与	
	(4)~(7) 略	
	略	
略		

特別支援教	目碌			
	事項	事務	処理	権
		限の区分		
		教	専	決
		育	権	者
種類	内容	委	教	課
		員	育	長
		会	長	等
略				
四 教育職	1 同法に基づく事	務の <sup>·</sup>	うち	次に
員免許法	掲げるもの			
に関する	(1)及び(2) 略			
事務(幼	(3) 同法第5条			
稚園教諭	第6項の規定に			
等の免許	よる臨時免許状			
状(特別	の授与			
支援学校	(4)~(6) 略			
教員に授	略			
与する臨				
時免許状				
を除く。)				
に係るも				
のを除				
<b>〈。</b> )				
略				

- <u>5</u> 略
- <u>6</u> 略
- 7 各教育局

事項		事務処理権		
		限の	区分	ì
		教	専	決
		育	権	者
種類	内容	委	教	<u>所</u>
		員	育	<u>長</u>
		会	長	等
略				

	(1)及び(2) 略	
	(3) 同法第5条	
	第6項の規定に	
	よる臨時免許状	
	の授与	
	(4)~(7) 略	
	略	
略		

	略				
5	特別支援教	育課			
	事項		事務処理権		権
					<b>`</b>
			教	専	決
			育	権	者
	種類	内容	委	教	課
			員	育	長
			会	長	等
	略				
	四 教育職	1 同法に基づく事	務の <sup>·</sup>	うち	次に
	員免許法	掲げるもの			
	に関する	(1)及び(2) 略			
	事務(幼	(3) 同法第5条		_	
	稚園教諭	第6項の規定に			
	等の免許	よる臨時免許状			
	状(特別	の授与			
	支援学校	(4)~(6) 略			
	教員に授	略			
	与する臨				
	時免許状				
	を除く。)				
	に係るも				
	のを除				
	<. )				
	略				

- 6 略
- <u>7</u> 略
- 8 各教育局

事項		事務処理権		
		限の	区分	ì
		教	専	決
		育	権	者
種類	内容	委	教	課
		員	育	<u>長</u>
		슰	長	等
略				

### 別表第2

### 共通事項

四字块	事項	事務	処理	権
		限の	区分	<u> </u>
		教	専	委
		育	決	任
		長	権	決
			者	裁
種類	内容			権
				者
			課	課
			長	長
			等	等
略				
七 服務及	1 出張、休暇その			
び研修に	他服務に関する事			
関する事	務			
務(事務	(1) 地方公務員			
部局職員	の育児休業等に			
に係るも	関する法律第19			
のに限	条第1項又は第			
る。)	3項において準			
	用する同法 <u>第 5</u>			
	<u>条第2項</u> の規定			
	による部分休業			
	の承認又はその			
	取消し			
	ア及びイ 略			
	(2)~(5) 略			
	略			
略				
十五略				
十六 鳥取				
県県有地				
等におけ				
る自動車				
の放置に				
対する措				
置に関す	(1) 同条例第4			
る条例(平				
成16年鳥				
取県条例				
第32号)	査及び警告書の			
に関する	貼り付け			
事務	(2) 同条例第4			

#### 別表第2

### 共

	事項	事務	処理	権
		限の区		ì
		教	専	委
		育	決	任
		長	権	決
			者	裁
種類	内容			権
				者
			課	課
			長	長
			等	等
略				
七 服務及	1 出張、休暇その			
び研修に	他服務に関する事			
関する事	務			
務(事務	(1) 地方公務員			
部局職員	の育児休業等に			
に係るも	関する法律第19			
のに限	条第1項又は第			
る。)	3 項において準			
	用する同法 <u>第 5</u>			
	<u>条第3項</u> の規定			
	による部分休業			
	の承認又はその			
	取消し			
	ア及びイ略			
	(2)~(5) 略			
	略			
略				
十五 略				

			_				
	条第2項の規定						
	による警察署へ						
	の通報						
	(3) 同条例第4						
	条第3項の規定						
	による施錠の解						
	錠及び車内の調						
	查						
	(4) 同条例第5						
	条第1項の規定						
	による放置自動						
	車の移動及び保						
	管						
	(5) 同条例第5						
	条第2項の規定						
	による移動等の						
	通知及びその旨						
	の公示						
	(6) 同条例第6						
	-						
	条第1項の規定						
	による放置自動						
	車の撤去等の勧						
	告						
	(7) 同条例第6						
	条第2項の規定						
	による勧告に従						
	うことの命令						
	(8) 同条例第7						
	条第1項の規定						
	による放置自動						
	車の引渡し						
	(9) 同条例第7						
	条第2項の規定						
	による告示		_				
	(10) 同条例第7						
	条第3項の規定						
	による告示						
	(11) 同条例第7						
	条第4項の規定						
	による放置自動						
	車の引渡し						
	(12) 同条例第8						
	条の規定による						
	費用の請求						
<u> </u>	略	1	$\dashv$	ŀ	<u>十六</u>		
<u>. –</u>	_ · <del>-</del>			l	<del>, , ,</del>	L	B

8 一から <u>十六</u> まで		
及び1から7まで		
に掲げるもののほ		
か		
(1)~(3) 略		

8 一から <u>十五</u> まで		
及び1から7まで		
に掲げるもののほ		
か		
(1)~(3) 略		

#### 別表第3

# 1 教育総務課

教育総務課				
	事項	事務処理権		里権
		限の	区分	
		教	専	委
		育	決	任
		長	権	決
種類	内容		者	裁
				権
				者
			課	課
			長	長
			等	等
略		ı		
八略				
九 教職員	1 地方公務員法に			
の福利厚	基づく事務のうち			
生に関す	次に掲げる事務			
る事務	(1) 同法第42条			
	の規定による職			
	員の保健、元気			
	回復その他厚生			
	に関する事項に			
	ついての計画の			
	樹立			
	(2) 同法第42条			
	の規定による職			
	員の保健、元気			
	回復その他厚生			
	に関する事項に			
	ついての計画の			
	実施			
十 教職員	1 鳥取県教育委員			
の健康管	会職員安全衛生管			
理に関す	理規程(平成元年			
る事務	鳥取県教育委員会			
	訓令第1号)に基			
	づく事務のうち次			
		l		

に掲げる事務

#### 別表第3

# 1 教育総務課

事項事務処理権		権		
		限の	区分	
		教	専	委
		育	決	任
		長	権	決
種類	内容		者	裁
				権
				者
			課	課
			長	長
			等	等
略		•		

八略

_		
	(1) 同訓令第15	
	条第2項の規定	
	による健康診断	
	の検査項目等の	
	決定	
	(2) 同訓令第24	
	条第1項の規定	
	による教職員の	
	健康管理区分の	
	決定	
	2 1に掲げるもの	
	のほか	
	(1) 特に重要な	
	もの	
	(2) 重要なもの	
	(3) 軽易なもの	
十一 学校	1 同法に基づく事	
保健安全		
法(昭和		
33年法律		
第56号)		
に関する		
事務	康診断の実施	
7-177	(2) 同法第16条	
	の規定による治	
	療の指示及び措	
	置	
	2 1 に掲げるもの	
	のほか	
	(1) 重要なもの	
	(2) 軽易なもの	
十二 教職	1 地方公務員災害	
員の公務	補償法(昭和42年	
災害補償	法律第121号)第45	
に関する	条の規定による補	
事務	償手続に係る事務	
<del>1</del> 777	(1) 重要なもの	
	(2) 軽易なもの	
十三 感染	1 同法に基づく事	
正	務のうち次に掲げ	
及び感染	る事務	
症の患者		
に対する	,	
ויג זו פ	ひょわり切り	
	守に トス学校の	
医療に関する法律		

(平成10	康診断の実施	
年法律第	(2) 同法第53条	
114号)に	の7の規定によ	
関する事	る学校の教職員	
務	の健康診断の受	
	診者の数等の通	
	報又は報告	
	(3) 同法第53条	
	の8第3項の規	
	定による学校の	
	教職員の健康診	
	断の期日又は期	
	間の指定に関す	
	る指示	
	2 1に掲げるもの	
	のほか	
	(1) 重要なもの	
	(2) 軽易なもの	
<u>十四</u> その	略	
他の業務	6 一から <u>十三</u> まで	
に関する	及び1から5まで	
事務	に掲げるもののほ	
	か	
	(1)~(3) 略	

<u>九</u> その他	略
の業務に	6 一から <u>八</u> まで及
関する事	び 1 から 5 までに
務	掲げるもののほか
	(1)~(3) 略

2 福利室

事項			処理	権	
			限の区分		
		教	専	委	
		育	決	任	
		長	権	決	
種類	内容		者	裁	
				権	
				者	
			課	課	
			長	長	
			等	等	
一 教職員	1 地方公務員法に				
の福利厚	基づく事務のうち				
生に関す	次に掲げる事務				
る事務	(1) 同法第42条				
	の規定による職				
	員の保健、元気				
	回復その他厚生				
	に関する事項に				
	ついての計画の				

(2) 同法第42条 の規定による職員の保健、元気回復その無項についての事項について変施  二 教職員 1 鳥取県教育委員の健康管理規程会衛生管理規程(平の委員を管理規程を対策を対した。 1 のは、 1
員の保健、元気 回復その他厚生 に関する事項に ついての計画の 実施  二 教職員 1 鳥取県教育委員 の健康管 理規程(平成元年 鳥取県教育委員管理規程(平成元年 鳥取県教育委員会計の第1号) 高事務 1号) に掲げる事務 (1) 同訓令第15 条第2項の規定による健康診断 の検査項目等の
回復その他厚生 に関する事項に ついての計画の 実施  二 教職員 1 鳥取県教育委員 の健康管 理に関す る事務 2 項の持定 に掲げる事務 (1) 同訓令第15 条第2項の規定 による健康診断 の検査項目等の
に関する事項に ついての計画の 実施  二 教職員 1 鳥取県教育委員 の健康管 理に関す る事務 2 理規程(平成元年 鳥取県教育委員会 訓令第1号)に基 づく事務のうち次 に掲げる事務 (1) 同訓令第15 条第2項の規定 による健康診断 の検査項目等の
ついての計画の 実施  二 教職員 1 鳥取県教育委員 の健康管 理に関す る事務 2 理規程(平成元年 鳥取県教育委員会 訓令第1号)に基 づく事務のうち次 に掲げる事務  (1) 同訓令第15 条第2項の規定 による健康診断 の検査項目等の
実施  二 教職員 1 鳥取県教育委員 の健康管 会職員安全衛生管 理規程(平成元年 鳥取県教育委員会 訓令第1号)に基づく事務のうち次に掲げる事務  (1) 同訓令第15 条第2項の規定による健康診断の検査項目等の
二 教職員 1 鳥取県教育委員 の健康管 空間 では では では では できます できます できます できます できます できます できます できます
の健康管 理に関す る事務 毎期県教育委員会 訓令第1号)に基づく事務のうち次に掲げる事務 (1) 同訓令第15 条第2項の規定による健康診断の検査項目等の
理に関する事務 理規程(平成元年 鳥取県教育委員会 訓令第1号)に基づく事務のうち次に掲げる事務 (1) 同訓令第15条第2項の規定による健康診断の検査項目等の
高事務 鳥取県教育委員会 訓令第1号)に基 づく事務のうち次 に掲げる事務 (1) 同訓令第15 条第2項の規定 による健康診断 の検査項目等の
訓令第1号)に基 づく事務のうち次 に掲げる事務 (1) 同訓令第15 条第2項の規定 による健康診断 の検査項目等の
づく事務のうち次 に掲げる事務 (1) 同訓令第15 条第2項の規定 による健康診断 の検査項目等の
に掲げる事務 (1) 同訓令第15 条第2項の規定 による健康診断 の検査項目等の
(1) 同訓令第15 条第2項の規定 による健康診断 の検査項目等の
条第2項の規定 による健康診断 の検査項目等の
による健康診断 の検査項目等の
の検査項目等の
決定
(2) 同訓令第24
条第1項の規定
による教職員の
健康管理区分の
決定
2 1 に掲げるもの
のほか
(1) 特に重要な
もの
(2) 重要なもの
(3) 軽易なもの
三 学校保 1 同法に基づく事
健安全法 務のうち次に掲げ
(昭和33 る事務
年法律第 (1) 同法第15条
56号)に の規定による学
関する事校の教職員の健
務康診断の実施
(2) 同法第16条
の規定による治
療の指示及び措
置
2 1 に掲げるもの
のほか
(1) 重要なもの

	(2) 軽易なもの	
四 教職員	1 地方公務員災害	
の公務災	補償法(昭和42年	
害補償に	法律第121号)第45	
関する事	条の規定による補	
務	償手続に係る事務	
	(1) 重要なもの	
	(2) 軽易なもの	
五 感染症	1 同法に基づく事	
の予防及	務のうち次に掲げ	
び感染症	る事務	
の患者に	(1) 同法第53条	
対する医	の2第1項の規	
療に関す	定による学校の	
る法律(平	教職員の定期健	
成10年法	康診断の実施	
律第114	(2) 同法第53条	
号)に関	の7の規定によ	
する事務	る学校の教職員	
	の健康診断の受	
	診者の数等の通	
	報又は報告	
	(3) 同法第53条	
	の8第3号の規	
	定による学校の	
	教職員の健康診	
	断の期日又は期	
	間の指定に関す	
	る指示	
	2 1に掲げるもの	
	のほか	
	(1) 重要なもの	
	(2) 軽易なもの	
六 その他	1 一から五までに	
の業務に	掲げるもののほか	
関する事	(1) 特に重要な	
務	もの	
	(2) 重要なもの	
	(3) 軽易なもの	

- 2略34567

- 4 8 5 6 8 8 8 8

- 8 9 略
- <u>10</u> 略 <u>11</u> 略
- <u>12</u> 略

### 別表第4

### 共通事項

	事務処		
事項			限
	の区分		
		専	委
		決	任
		権	決
		者	裁
種類	内容		権
			者
		所	所
		長	長
		等	等
一服務、	1 地方公務員の育児休		
研修及び	業等に関する法律 <u>第19</u>		
手当等に	条第1項又は第3項に		
関する事	おいて準用する同法第		
務(教育	5条第2項の規定によ		
局及び学	<u>る</u> 部分休業の承認又は		
校以外の	取消し		
教育機関	略		
(本庁組	4 職員に対する旅行命		
織を除く。	令 ( <u>教育局等</u> の管理職		
以下この	員の外国旅行に係るも		
表におい	のを除く。) その他の勤		
て「教育	務命令及びその復命の		
局等」と	受理		
いう。)に	5 子ども手当の受給資		
係るもの	格及びその額の決定		
に限る。)	略		
略			
四 鳥取県	1 同条例に規定する事		
個人情報	務のうち次に掲げるも		
保護条例	Ø		
に関する	(1) 同条例第6条の		
事務	規定による個人情報		
	取扱事務の登録又は		

<u>9</u> 略

<u>10</u> 略

<u>11</u> 略

<u>12</u> 略

<u>13</u> 略

#### 別表第4

### 共通事項

	事務処		
事項		理権限	
		専	委
		決	任
		権	決
		者	裁
種類	内容		権
			者
		所	所
		長	長
		等	等
一服務、	1 地方公務員の育児休		
<u>旅行</u> 、手	業等に関する法律 <u>第19</u>		
当 等 <u>研 修</u>	<u>条に規定する</u> 部分休業		
に関する	の承認又は取消し		
事務(教			
育局及び			
学校以外			
の教育機	略		
関(本庁	4 職員に対する旅行命		
組織を除	令( <u>本庁組織以外</u> の管		
く。以下	理職員の外国旅行に係		
この表に	るものを除く。) その他		
おいて「教	の勤務命令及びその復		
育局等」	命の受理		
という。)	5 子ども手当の受給資		
に係るも	格及びその額の <u>認定</u>		
のに限	略		
る。)			
略			
五 鳥取県	1 同条例に規定する事		
個人情報	務のうち次に掲げるも		
保護条例	0		
に関する	(1) 同条例第6条の規		
事務	定による個人情報取扱		
	事務の登録又は登録の		

1	登録の変更若しくは	l
	抹消(教育局等が要	
	求した予算に係る事	
	業で取り扱う個人情	
	報に係るものに限	
	<b>ర</b> 。)	
	略	
<u>五</u> 略		
六 鳥取県	1 同条例に基づく知事	
県有地等	の権限に属する事務の	
における	うち教育長にその権限	
自動車の	を委任された事務で次	
放置に対	に掲げるもの	
する措置	(1) 同条例第4条第	
に関する	1項の規定による放	
条例に関	置自動車の状況等の	
する事務	調査及び警告書の貼	
	り付け	
	(2) 同条例第4条第	
	2項の規定による警	
	察署への通報	
	(3) 同条例第4条第	
	3項の規定による施	
	錠の解錠及び車内の	
	調査	
	(4) 同条例第5条第	
	1項の規定による放	
	置自動車の移動及び	
	保管	
	(5) 同条例第5条第	
	2項の規定による移	
	動等の通知及びその	
	旨の公示	
	(6) 同条例第6条第	
	1項の規定による放	
	置自動車の撤去等の	
	勧告	
	(7) 同条例第6条第	
	2項の規定による勧	
	告に従うことの命令	
	(8) 同条例第7条第	
	1項の規定による放	
	置自動車の引渡し	
	(9) 同条例第7条第	
	4項の規定による放	
1	22770721205 0111	I

変更若しくは抹消( <u>地</u>	
<u>方機関</u> が要求した予算	
に係る事業で取り扱う	
個人情報に係るものに	
限る。)	
略	

<u>六</u> 略

	置自動車の引渡し				
	(10) 同条例第8条の				
	規定による費用の請				
	求				
七 その他	略		七 その他	略	
の業務に	4 報酬を伴わない市町		の業務に	4 報酬を伴わない市町	
関する事	村等の附属機関、他団		関する事	村等の附属機関、他団	
務	体の検討委員会等の委		務	体の検討委員会等の委	
	員等への就任の決定( <u>教</u>			員等への就任の決定( <u>本</u>	
	<u>育局等</u> の職員(管理職			<u>庁組織以外</u> の職員(管	
	員を除く。) に係るもの			理職員を除く。) に係る	
	に限る。)			ものに限る。)	
	略			略	

附則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。